

## 平成23年度 第1回吹田市地域自立支援協議会全体会 議事要旨

1 日時：平成24年1月18日（水） 14：00～16：00

場所：吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

### 2 出席者

#### (1) 吹田市地域自立支援協議会委員

四宮委員（会長）、由佐委員（副会長）、高岡委員、小松委員、中山委員、  
高田委員、浦委員、田口委員、猶原委員、西村委員、藤川委員、千原委員、  
井上委員、渡邊委員、山口委員、中谷委員、寺井委員、吉見委員、  
赤松委員、門脇委員、松井委員、松中委員  
（オブザーバー）岩津委員

#### (2) アドバイザー

（福）大阪手をつなぐ育成会 支援センターしらさぎ  
相談支援センター長 左古氏

#### (3) 相談支援事業者

藤井・水谷・伊藤・柏木・大西・足立・中村・山口

#### (4) 吹田市

守谷、齋藤、田淵、宮田、藤岡、大市、岡本、井口、橋本、村山  
杉、杉野、納庄、柳田、嘉儀、眞栄里

傍聴人 0名

### 3 配付資料

資料1 吹田市地域自立支援協議会委員名簿

資料2 吹田市地域自立支援協議会の概要

資料3 「自立支援協議会のあり方について」

資料4 運営委員会の経過報告

資料5 吹田市地域自立支援協議会運営委員会の課題報告

資料5-1 障がい児童放課後対策検討部会報告

資料5-2 居住支援部会報告

資料5-3 相談支援部会報告

資料5-4 工賃検討部会報告

資料6 吹田市方針

資料7 第3期吹田市障がい福祉計画（素案）

資料8 吹田市地域自立支援協議会等開催スケジュール（案）

#### 4 開会

四宮会長： ただいまから、平成 23 年度の吹田市地域自立支援協議会の全体会を開催いたします。吹田市地域自立支援協議会は平成 22 年 3 月 1 日に立ち上がり、全体会については今回で 3 回目となります

それでは、事務局より本日の会議の内容についてご説明をお願いします。

事務局（岡本）：吹田市地域自立支援協議会は、市民・障がい福祉事業者・障がい者等の関係機関等にご参加いただき、障がい者に関わる地域の課題を共有し、関係機関等が相互の連携をはかり、地域の相談と支援のネットワーク体制の核となるよう設置されたものであります。このたび、地域自立支援協議会は障害者自立支援法の改正により、平成 24 年度から法の下に位置づけられたことから、今回、改めて、地域自立支援協議会のあり方について大阪府障がい者相談支援アドバイザーの左古久代様からご講演をいただき、その後、吹田市地域自立支援協議会の運営委員会や各専門部会のこれまでの活動内容を報告していただき、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

また、吹田市の今後の相談支援体制につきましてや、現在策定中であります吹田市第 3 期障がい福祉計画素案につきまして、事務局より報告させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

四宮会長： この会議は公開となっておりますが、本日傍聴の方いらっしゃいますでしょうか。

事務局（岡本）：はい。本日傍聴を希望されている方はおられません。では、事務局より会議に入ります前に資料の確認をお願いします。（資料確認）

四宮会長： では、本日お集まりいただいている委員の皆様と職員の方々のご紹介を事務局よりお願ひいたします。

事務局（岡本）：ご紹介させていただきます。（資料 1）（2 出席者（1）のとおり）

この後、講演をいただきます左古久代様でございます。昨年度まで、大阪府障がい者自立相談支援センターでご活躍され、現在、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会支援センターしらさぎの相談支援センター長であり、また今年度、吹田市地域自立支援協議会での大阪府障がい者相談支援アドバイザーを努めていただいております。

左古：左古でございます。

事務局（岡本）：相談支援事業所のご紹介と本日出席いたしております吹田市職員のご紹介をさせていただきます。（2 出席者（3）（4）のとおり）

四宮会長：それでは、議事に入ります前に、事務局より吹田市地域自立支援協議会の概要をご説明いただきます。

事務局（岡本）：それでは、新しい委員の方もおられますので、吹田市地域自立支援協議会の概要について簡単にご説明申し上げます。（資料 2）のとおりですが、この後、運営委員会、各専門部会よりご報告させていただきます。

四宮会長：それでは、次第に従って議事に入ります。

まず、案件1としまして、「地域自立支援協議会のあり方について」のご講演をいただきたいと思いますので、事務局よろしくお願ひします。

事務局（岡本）：それでは、事務局より、本日の講演の講師を改めてご紹介させていただきます。現在、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会支援センターしらさぎの相談支援センター長であり、また今年度、吹田市地域自立支援協議会での大阪府障がい者相談支援アドバイザーをお願いいたしております、左古久代様でございます。資料につきましては、資料3をご覧くださいませようお願ひいたします。それでは、左古様よろしくお願ひいたします。

## 5 講演（資料3）

左古：改めまして左古と申します。

今日は資料3の3枚目にあります、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下：「つなぎ法」）」で、地域自立支援協議会が障害者自立支援法の中に明文化されるということで、その経緯を踏まえて、これからのことをご紹介できたらと思います。

早速ですが、資料3の2枚目にありますように、障害者自立支援法そもそもはどのような法律なのかを振り返ってみたいのですが、障害者自立支援法第1条の（目的）で、指摘の多かった文言「その有する能力及び適正に応じ」が削除されました。この法律はノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりのために、何か仕掛けがいるだろうということに関わられたのが、障がい者の地域生活を支援するために、複数のサービスを適切に結びつけることが大切であるといっても、簡単に新しい事業を起こしたり、ふんだんに予算を組める時代でもありません。そのため、社会資源を有効利用していくということが、相談支援事業の大きな業務に入っている。相談支援事業が目指そうとしているものを実現化する中核的役割を成すために自立支援協議会という仕組みが作られた。これは、障害者自立支援法に書き込まれず、規則の中で書き込まれるというややこしい状態で、全国に自立支援協議会が立ち上がった。やはり、法律に基づかない弱さというものがあつたり、なぜ作らなければならないのかという論議があつたりもします。現に大阪府も2町が立ち上がり準備中であり、また、立ち上げてはどうしていけば良いかわからない状態の自立支援協議会があるという現状があります。これは大阪府内に限らず、全国で見られている状況です。

しかし、吹田市の地域自立支援協議会は、しっかりと仕組みを作り運営されていると思つております。この自立支援協議会を強化するため、平成24年4月から、ようやく自立支援協議会が法律上位置付けられることとなりま

した。相談支援体制については、4月1日から、新たな地域移行支援の個別支援やサービス利用計画等の仕組み作りを整えなければならない。単価はまだ示されていない。また、障害児支援の強化も特徴としてある。社会福祉審議会障害者部会で18年度から何度も検討され、平成20年に報告書が出されていた。この改正法が国会に出されては、解散で消えてという繰り返しで、この法律名が長くなっていった。

大きな改革は、相談支援の充実と障がい児支援の強化である。

グループホーム・ケアホームの家賃補助がある。それと、重度の視覚障害者に対する支援の同行援護は、去年の10月1日から開始。

なぜ強化するか。個別支援事例を通して明らかになった地域の課題の共有、サービス基盤の整備を狙っているが、なかなか活性化されない。そこで、国としても、自立支援協議会の担うべき役割を検討していくと書かれている。

また、「今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされている。」と明文化、第三期の障害福祉計画の作成は自立支援協議会の意見を聴くようにと示されている。スライド13に記載されている、地域組織図のイメージと、吹田市の組織図を見比べるとわかりやすいですが、部会は変幻自在に個別の課題から紡ぎだされる課題を集積すれば部会となり、課題が変われば部会は再編される。要するに一度部会を作ればずっと存在しないといけないものではない。

それと、審議会のイメージは、色んなイメージを作ってそれを個別におろすというイメージだが、自立支援協議会は地域で生活している人の困り事を、皆さんで共有して、何とかネットワークを作りながら検討していくという地域の困りごとを全体の場上げる。うまくいったシステムやサービスをまた別のところで同じように1から作り上げているということはないかということを確認し、一旦成功したシステムを他の人にも使えるように協議できる場、これが狙いだ。重要なことはタイムリーな課題解決だ。国の資料でも書かれています。そんな中で、吹田市でも部会が育っていると思います。

地域自立支援協議会というところは、形があってないような、必要な人が集まるということがとても大切だと思います。吹田市は、ほんとに必要なとなりそうな部署の委員を集めているので、この全体会の意味は、いくら現場の人は一生懸命に考えても、長クラスの人がこういった課題を認識しないと生きた施策にならない。そういった方達が集めていただいて、全体会を組織されているのが、すごいと思わせていただいております。

いよいよ国も、この法改正で障害者自立支援法が法律に位置づけられました。吹田で個別に起こっている課題を認識していただき、こんなやり方

があるんじゃないかと、全体で、障がい 키워드에話し合いを活発にされると、ますます素晴らしい自立支援協議会になるのではないかと、期待しております。

四宮会長：ありがとうございます。地域自立支援協議会の意味・位置付けをわかりやすくご説明いただきました。この機会に、左古様に何かご質問等ございませんか。ありませんね。では、次の議事に移ります。  
運営委員会・各専門部会からの経過報告をしてもらいます。

## 6 運営委員会報告（資料4）

井上委員：吹田市地域自立支援協議会の運営委員会座長の井上です。資料4にございます、運営委員会からの報告をさせていただきます。

相談支援事業の中立性・公平性の確保、及び適正な実施に関することが設置要綱に入っております。そのために、昨年6月20日の運営委員会におきまして、本日もご参加いただいております、5つの事業所によりまして、それぞれの活動報告を行っていただきました。それによって、どのような活動をしているのかということを経営委員会で共有いたしました。それから、11月に行いました運営委員会におきましては、先ほどご講演いただきました左古様を吹田市の地域自立支援協議会のアドバイザーということでご提案がされ、承認がされ、今日のご参加にも繋がっております。

それから、この間、各地でどんな場でも昨年の3月11日の震災のことが色々な場所で話に出されておきまして、自立支援協議会としてもそれを受けて11月21日の運営委員会で、吹田市政策推進部安心安全室の松田主幹に来ていただきまして、パワーポイントのスライドを交え、阪神大震災及び3月11日の東北の被害や防災について、きちんと考えるべきですよというお話を経て、ご参加された全ての方の心の中に大事だねということが残ったと思います。

それから、障がい者の人が吹田市内の授産施設や作業所で働く工賃を少しでも上げていこうと、従来より、工賃検討部会準備会が定例化され、また一つの大きなイベントになるにつれ、準備会を外し、工賃検討部会として動いていきたいと提案がなされ、運営委員会に承認されました。そのきっかけの一つ、吹田市の中で、オール吹田で「吹田ええもんフェスタ」を開催することを運営委員会全員から承認を得ました。運営委員会からは以上です。

## 7 障がい児童放課後対策検討部会報告（資料5-1）

杉野：専門部会の報告に入ります前に、専門部会がどのような位置づけになって

いるのかを、再度確認ということで、資料2をご覧ください。「吹田市地域自立支援協議会の概要」となっておりますが、専門部会というのは随時開催ということで、吹田市には4つの部会が設置されております。障がい児童放課後対策検討部会については、最終の報告書が出来上がっているのですが、まず、この検討部会が立ち上がった経過ですが、今日の全体会は23年度の第1回になりますが、前回の全体会は22年の11月に開催されております。この部会は11月以降に設置されました部会になりますので、委員の皆様はお聞きになるのは初めてかと思しますので、簡単な経過と報告をさせていただきます。

障がい児童の放課後対策についてですが、障がい者くらし支援室、児童部、及び教育関係の部署が実施していますが、利用希望者が多く、また、保護者のニーズや緊急性が高く、児童が安全に過ごす場の確保が、吹田市として重要な課題となっております。そのような中、吹田市地域自立支援協議会の事務局の方として、なんらかの解決策を考えるため、部会を設置して検討してまいりました。

検討の経過でございますが、報告書の別紙2に記載しておりますとおりでございます。委員については別紙1に記載しておりますように、官民からの参加となっております。今日は時間の都合がございますので、ポイントを絞ってお話させていただきたいと思っております。

現状を把握した結果、どの部署も、小学4年生以上の児童の放課後対策が不十分であることがわかった。しかし、現状として、場所・人・予算の制限があり、事業が展開していかない。そこで、各部署の壁を越えた予算組み、人員の確保、場所の共用を行うことを課題とした。大まかに小学校高学年・中高生に分けました。小学校高学年については、保護者が就労していない世帯につきましては、日中一時支援事業や児童デイサービスの周知を積極的に行っていくこととした。そこで、各支援学級や支援学校のご協力をいただきまして、チラシを保護者の皆様に配布していただいております。それから、中高生につきましては、これも同様に、放課後をどのように過ごすかということで、日中一時支援事業や児童デイサービスを充実させていこうという提案をさせていただいております。

課題といたしまして、放課後を過ごす場があまり無く、南部に事業所が固まり、北部に無かったことが課題でしたが、お蔭様で事業所数が増加し、6施設から14施設に増加しました。最後ですが、今後障がい児童の放課後の過ごし方をどのような方向で進めていくのかということですが、事業所の協力を得ながら、少しずつ進んでおり、これからは量の確保だけでなく、質の確保に向けた議論をしていきたい。また、軽度の障がいのある方、発達障がいのある方達の放課後の過ごし方について、もう少し専門的な方達に集まってもらいながら議論を進めたいと事務局では考えています。先ほど左古さん

からもありましたが、専門部会は一度作られたらそれで終わりではなく、フレシブルにメンバーも変更しながら検討していきたいと考えております。

## 8 居住支援部会報告 (資料 5-2)

伊藤 : 居住支援部会は、主に暮らしを支援する検討部会となっております。今のところ利用者の参加は出来ておらず、支援スタッフで構成されております。特に吹田は入所施設がないので、グループホーム・ケアホームが生活施設となっており、居住数は68あり、事業数は14あります。利用人数は200名弱の方が利用されております。参加事業所は、ハントン訪問看護ステーション以外の全ての事業所が参加しており、参加率の高い部会となっております。そして8回の部会を行っております。

医療的な課題・触法障がい者・地域移行・国・府・吹田市の制度の把握各事業体の実態把握として、世話人の状況や、利用料、入院時、通印時の支援をどのようにしているのかという実態把握を行っております。この間、特に、支援スタッフの確保が非常に難しく、確保できても質の向上が課題で、支援スタッフの研修を行う予定。3月14日の第10回目は、防災の学習を行う予定です。

まとめは 暮らしの支援の中で課題が多く、論議しているが、とりわけ医療支援の課題、行動障がいの方への支援課題が大きい。また、精神障がいの方は、専門性がある。病院との連携や服薬管理、地域との関係などスタッフに専門性が必要です。地域の中のネットワークをしっかりと持っていないと障がい者が地域で暮らすことは難しいと感じている。今後も検討を進めていきたいと思っています。

## 9 相談支援部会報告 (資料 5-3)

大西 : 開催状況は、1月より開催日を定例化しております。運営及び事務につきましては、委託相談支援事業所が交代で運営を進めております。

これまで検討した内容と結果につきましては、大きく2つあります。

1つ目は医療についてです。医療についての課題抽出を行い、その中でも前年度新規事業として検討されていた、入退院時のコミュニケーション支援について必要性を議論させていただきました。これについては、障がいのある方が、入院や退院する際、医療機関とのやり取りで困ることが多いという声をよく聞くため、部会からプロジェクトチームを作り、市内の障がい者施設に通う本人、家族を対象にアンケートによるニーズ調査を実施し、制度としての必要性を部会として確認しました。

2つ目は、個別支援会議での課題抽出と併せ、市内相談体制の状況把握とケースワーカースキルを上げるために何が必要かを検討してきました。今回、障がい福祉窓口担当者が抱える困難ケースについて、複数の相談支援員のアドバイスを受ける場を設定し、問題解決、事業所間の連携、スキルアップを目指すことを目的に部会の中でケースについて検討し、新たに関わる事業所の設定なども行いました。また、本年2月14日に、相談支援事業所と市のワーカーを対象にして研修を実施予定です。市民に対しては、市民向けにもう少し踏み込んだ福祉相談窓口情報を提供出来たらという意見があり、それぞれの相談支援事業の特徴がわかるパンフレットを作成することとなり、年度内の完成を目指し検討中です。

#### 10 工賃検討部会報告（資料5-4）

水谷：工賃を改善していくための方法を検討しています。部会は月1回開催しています。「オール吹田（全ての事業所が1つになり、新しい販売先を作る）」という考えで、多くの人が集まる場所でフェアを行いたいということになりました。そこで、イズミヤさんに協力し、10月に販売することが決定しました。オール吹田の事業所が集まってフェアを行うことは今回初めてですが、平均工賃に効果があると期待しています。こういった企画を1回限りで終わらせずに、年に1回は開催していきたいと考えております。

販売会には予算が必要ですが、工賃検討部会には予算が全くありません。例えば、レジをレンタルするお金、ポスターやチラシの広告費などを工面しないといけないと話している。今後、地域の方のところに周り、広告や協賛の依頼をして運営費に回していこうと考えています。地域を回ることで、団体を伺うことがあると思いますので、その時はお話だけでも聞いていただけたらと思います。

工賃検討部会をこれからもご指導ご支援よろしく願いいたします。

#### 11 運営委員会や専門部会に対する質問

杉野：障がい児童放課後対策検討部会からのお願いですが、今後も専門部会を立ち上げていくかを検討中ですとお話させていただきましたが、新たな部会を立ち上げる中で、委員さんを選出あるいは推薦していただくこととなります。今日ここにお集まりいただいている方々の部門に、委員さんの推薦をお願いにあがるかもしれませんが、その時には、こういった課題があるということをご認識していただき、早く委員さんを選出していただければと思います。よろしくご協力お願いいたします。



千原委員： 質問ですが、例えば、相談支援部会のご報告のこれまで検討した内容で、医療機関とのやり取りで困るという課題は解決されているのでしょうか。

他の部会についても、色々と課題が抽出されておりますが、それらは解決はされているのでしょうか。

杉野： 障がい児童放課後対策検討部会についてですが、放課後の過ごし方のサービスの周知をさせていただき、サービスが知られていなかったという課題については解決されたと思います。また、小学校 4 年生以上の児童の過ごし方が、整備されていないという課題がありましたが、各法人や民間の事業所の協力を得て、昨年 4 月以降かなりの事業所が増加しております。

全ての課題が解決されているわけではありませんが、出てきた課題一つ一つ順番に取り組んでいるという動きになっております。

伊藤： 居住支援部会の、医療面での課題については、吹田市と調整していましたが、制度化には至っていないのが現状です。実態は、人件費の補助が制度として認められない中で、事情所のスタッフがボランティアで付き添っています。病院に依頼をしても、障がいがあると、付き添いが必要だと言われてしまいます。大阪府へ問い合わせると、「病院は、障がいの重軽に関わらず診ることが前提だ。」と言われてしまい、制度として認められない現状が続いています。全国的には、京都や神戸市、箕面市、堺市が制度を作り始めているので、吹田市もそのような制度を実現していただければと思っております。

四宮会長：ありがとうございます。これからも、解決されなければならない課題はたくさんあると思いますので、運営委員会、各部会で検討、協議を続けていっていただけたらと思います。

由佐副会長：これまで聞いていて、各専門部会で課題を検討されているが、抽象的でわかりにくい。どんな具体的な内容を検討しているのかわかりづらい。具体的な事例もないので、もっとわかりやすく説明しなければならないと思います。これは、部会に関わっていないとわかりません。障がいのある方が、これから地域で自立していくために課題はたくさんあり、各事業所のご活躍があると思いますが、地域社会に馴染んでいこうという一つの方向性から見れば、わかりづらい実態です。

先ほどの居住支援部会で感じましたが、最近では、グループホームを一般社会で運営していこうという動きがあるが、地域から孤立してしまうという状況が見られる。地域も、福祉活動が活発になっていますが、そこでは健常者であろうと障がい者であろうと皆平等に参加し、交流を深めようとしていますが、そちらへ誘導していただいたり、世話人の参加等が見られない。

運営委員会や専門部会が、そういったことを実態として把握されて、どうあるべきか、何が問題なのかが検討されると思う。しかし、それがこういう場所でも課題として出てこないのも、上滑りした活動になっている気がいたします。やはり広く実態や問題点を理解していただくというところからスタートしないと。何か専門分野の方だけがその分野の中で、一つのかたまりとして動いているようにしか見えない。

地域社会の受け入れ態勢は序所に高まりつつあります。むしろ、スタッフの人が率先して地域の中に引っ張ってきていただくことを検討していただけたら良いと思います。

四宮会長： 自立支援のための解決の手法については、いろんな事例やその対応は千差万別だと思うので、中々一つの流れにはいかないと思うが、積み重ねていただいて、包括的な一つのケアシステムに、いずれ向かうことと思います。

各部会からは解決のためにサデスチョンがすぐ出来るような方向でまとめていただけたらと思うので、引き続きご検討をお願いいたします。

左古： 非常に的確なご意見だったと思います。現実には誰がどう困っていて、それについて何が検討されているのかが皆で共有できなければ、解決案も出ないと思います。その中で、障がい児童放課後対策検討部会は具体的に取組みられた内容の報告だったと思います。これが、自立支援協議会の目指すところなのかとも思います。実は縦割りで、あっちでもこっちでも事業をしていて、横断的に見るところはなかったと思うので、「放課後」について官と民が集まったのは素晴らしい取組みだと思います。これは、国に先駆けていると思います。先ほど、児童福祉法の改正が平成 24 年 4 月から始まりますという、そのフレームの中で、中身のある事業が吹田市の中で出来上がっていくことに期待しております。

## 1 2 吹田市の今後の相談支援体制について（資料6）

田淵室長： 今回のつなぎ法の大きな目玉に、相談支援の充実があります。具体的には、障がいのある方一人一人のサービス利用計画を作ることを進めていく予定です。それと、精神障がいのある方の病院からの地域移行が定着することを進めていく。相談支援の充実のまとめ役を、基幹相談支援センターを設置するように法の中で義務付けられております。4月から設置されますが、目的としましては、総合的な業務や支援体制の強化を目的となっております。

役割は（ア）から（カ）まで書かれておりますが、地域の相談支援の拠点として、障がい者やその家族からの総合的な相談業務や、困難なケースの対応、地域の相談支援事業所間の調整や支援、障がい者に対する虐待の防止・

対応、権利擁護があります。府としては、基幹相談支援センターが虐待防止センターの役割も兼ねるとしてしています。そして、地域自立支援協議会の運営や就労支援の強化も役割としております。吹田市においては、平成24年4月からは、障がい者くらし支援室内に基幹相談支援センターを設置しスタートさせていただき予定で、そこから色々と相談が充実していく中で、一定の委託は可能ですので、今後のあり方と検討して参りたいと思っております。

四宮会長：ありがとうございます。何かご質問はありますか。  
スタッフは現行のままですか。

田淵室長：人員は増加いたしませんので、現行の人員で行っていく予定です。

### 13 第3期の障がい福祉計画の素案について（資料7）

宮田総括：吹田市の障がい福祉計画につきましては、障害者自立支援法第88条の規定により、3年に一度、数値目標を定めることとなっており、現在の第2期計画につきましては、平成21年度から今年度までの3か年計画となっておりますことから、平成24年度から平成26年度までの第3期計画を現在策定しております。国・府からの通知によりますと、障がい福祉計画の基本的な策定方針につきましては、これまでの第1期第2期計画と変更は無いとされていますが、先ほどから出ておりますように、障がい者に関係いたします法律が色々と動き出し、障害者自立支援法は平成24年度から一部変更とされますので、大きな変更点を中心にご報告させていただきたいと思っております。なお、本計画につきましては、策定にあたり、吹田市障がい者施策推進委員会におきまして、ワーキングメンバーとの作業部会を現在までに8回、障がい者施策推進委員会本会を3回、障がい者の作業所や障がい者団体からのご意見を伺う意見徴収会を1回、その他にアンケート調査の実施、それと12月15日から1月13日までパブリックコメントを実施し、様々な方からご意見を伺っております。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

資料7の3頁 1-2にあります、第3期障がい者計画の基本目標をご確認ください。そして1頁13行目、応益負担を取り入れた障害者自立支援法に対して、国と障害者自立支援法違憲訴訟の原告団との間で、「基本的合意文書」が結ばれました。平成25年8月までに「障害者の権利に関する条約」の理念を柱とする「(仮称)障害者総合福祉法」を施行することとなっております。そして、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されました。

次に、5頁にあります、障がい者の現状と支援・サービスの状況をご説明

させていただきます。平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間で、障がい者手帳保持者がおよそ 10%急増しており、今後さらに障がい者福祉サービスのニーズが増加することが予想されます。また、手帳種別毎の状況については資料をご参照ください。

次に、11 頁の「第 2 期計画の検証を課題」と 13 頁の「障がい福祉サービスの進捗状況」をご覧ください。一例を申し上げますと、短期入所（ショートステイ）を見ますと、計画値に比べて実績値が全く増えていないことから、ニーズがあるにも関わらず、利用枠がないということがわかります。

また、日中活動系のサービス全般については、就労移行や就労継続支援についても、計画値と実績値が大きく乖離しております。これについては、市の就労施策が不十分であったことが考えられます。

続きまして、16～17 頁 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）につきましても、計画値を上回る実績値ですが、いろんな方にお聞きしますと、ニーズはもっとあると言われていています。また、日中一時支援事業におきましては、たまたま事業所数が多くなりましたが、実績値も増えていることから潜在的需要は大きかったことがわかりました。

次に 18 頁「アンケート調査結果」についてご説明させていただきます。手帳はお持ちですが、サービスを受けておられない方を対象に郵送で実施いたしました。サービス未利用の理由について、「サービスの内容や利用方法がわからない」という理由や、「障がい程度区分認定を受けないとサービス利用できないから」「費用が高いから」という理由が半分を占めています。個別サービスの利用意向については、「必要になれば利用したい」というご回答が一番多かったです。総合的に判断いたしますと、潜在的なサービス利用ニーズは非常に高いのではないかと考えております。

また、郵送でのアンケート以外にも障がい者の作業所や医療機関に通院されている方にも実施いたしました。その結果、33 頁「現在及び将来について不安なことや悩んでいること」というアンケートにまとめておりますが、「家族、介護者のこと」「将来一人になった場合のこと」「経済的なこと」「就職、仕事のこと」「健康について」の 5 項目については、非常に高い状況となっております。

それから、34 頁ですが、事業所利用の方のみのアンケートですが、「グループホーム・ケアホーム等に入居者の今後のホームでの生活における不安」と「単身生活者の今後の生活における不安」についても、加齢や障がい程度が重くなった時の生活の不安が大きいという結果となっております。総合的に、普通に生活していく支援の充実が求められております。

続きまして、37 頁に移ります。「第 3 期計画の基本的な考え方」をお示ししておりますが、計画の基本目標を「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざすことを基本理念に、障がいのある人の人権が尊重され、全ての

人が安心して暮らすことができる、平等、かつ、地域の一員として共に生きることができる社会を基本目標とします。」としています。

そして、38 頁では「計画推進の視点」を 3 点設けております。1 点目は、「障がい者の自己決定と自己選択の尊重」とし、そのためのサービス提供基盤の整備を進めていきたいと思っております。2 点目は、「相談支援事業や就労支援事業の強化」です。相談支援事業につきましては、国からの指示によりまして、新たな相談支援体制を実施いたします。また、就労支援事業につきましては、市として更に積極的に取り組んで参りたいと考えております。3 点目は「障がい児通所サービスとの連携強化」ということで、平成 24 年度から障がい児通所サービスの提供主体が、児童福祉法を基本とする仕組みに変更されたことから、サービスが途切れることのないように、関係部局で連携して実施して参りたいと考えております。

続きまして、39 頁からの「計画の重点施策」をまとめさせていただいておりますが、第 2 期計画とほぼ同内容となっております。検証しましても、成果が不十分でございまして、引き続き、啓発や基盤整備が必要となっております。また、現在パブリックコメント等のご意見を参考いたしまして、重点施策の検討をいたしております。

45 頁の「第 3 期計画の具体的な取組」に移ります。数値目標を含めた設定を行っております。大きく変更された点は、相談支援事業の体制です。また、「指定特定相談支援事業者」というものができますが、これについては、一般的な相談支援を行うとともに、必要に応じて計画相談支援によるサービス等利用計画の作成を全事業者に拡大していくなど大きな変更があります。

入院中の方や入所施設からの退院、退所の促進につきましては、「指定一般相談事業者」規定により、地域移行支援が開始されます。そして、障がい児に対する相談支援に対しては「障がい児相談支援事業者」がサービス等利用計画の作成や継続サービス利用支援などを行うと規定されています。

続きまして、52 頁「障がい福祉サービス利用見込み量」をご覧ください。ここでは、第 2 期計画の計画値と実績値が大きく乖離しているとのことで、計画策定にあたっております障がい者施策推進委員会のワーキングメンバーと協議したところ、最終的には目標設定が高すぎたという項目があり、第 3 期では計画値を見直しさせていただきました。

続きまして、58 頁の「地域生活支援事業の利用見込み量」をご覧ください。この中で、支援学校の卒業生が年々増加していることと、障がい者の方が増えていることで、地域活動支援センターとして、新たな事業所が必要であろうということで、なんとか事業所を増やしたいと考えております。

最後になりますが、65 頁の「障がい児支援の強化について」でござい

ますが、平成 24 年度から、障がい児支援のための新たな仕組みが始まります。今までは児童デイサービスを除く障がい児の入所通所サービスは、大阪府が実施してきました。法改正に伴い、法に基づく市の事業となります。

全体の数値や課題につきましては、今現在更に精査しているところであります。計画案として、2 月になりましたら、障がい者施策推進委員会に諮って参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、第 3 期吹田市障がい福祉計画素案につきまして、ご報告をさせていただきました。

四宮会長：ありがとうございました。何かご質問はございませんか。

それでは、その他について事務局からお願いします。

#### 14 スケジュール （資料 8）

事務局（岡本）：まず、平成 24 年度の地域自立支援協議会の開催スケジュール案についてご説明をさせていただきます。資料 8 をご覧ください。

また、職場研修会を 2 月 17 日に「震災時のこころのケアについて学ぶ」行う予定ですので、申し込みいただければ幸いです。それと、3 月 10 日に浜屋敷にて「ハートふれあい祭り」を開催させていただきますので、お時間がございましたら、ご参加いただけましたら幸いです。

井上委員： 提案があります。

障がい者施策推進委員会との関係性についてですが、「現場からの意見が出る場」と、「計画を考える場」が全くポジション的に位置づけられていないのがもったいないという思いがありまして、施策推進委員会でご議論・ご判断いただければですが、この自立支援協議会で出てきたご意見、課題等を施策推進委員会にご提案できる仕組みになればと思っております。この協議会からとしては、そういうポジションでご提案できればと思っております。

もう 1 つは、情報の共有ということがございます。1 つ目の提案が承認され、施策推進委員会にご提案ということになりました時に、ペーパーだけでは伝わりにくいと思っておりますので、施策推進委員会からも、全体会に 1 ～ 2 名入っていただき、情報の共有化が出来ればと思っております。

今の提案が承認された場合、施策推進委員会でご議論いただくために、仲立ちは事務局にさせていただくとして、自立支援協議会からの提案ということになりますので、会長、副会長から伝えていただくことになると思いますが、言い出した人間として私もその場に参加させていただければと思っております。

もちろん今日、結論が出なくても構いませんのでご検討いただければと思っております。

四宮会長：井上委員からご提案ありましたが、この全体会には障がい者施策推進委員会から3人の委員が出席していただいておりますが、ここでのお話は施策推進委員会に通っているのでしょうか？

田淵室長：実際には計画策定が中心となっておりますので、自立支援協議会との関係や連携はございません。

四宮会長：全体会での意見集約を、持って行って欲しいということだと思っておりますが、それを皆さん方に承認いただければ意見ということになります。個々の案件を全体会で協議・審議しているわけではありませんので、何かご意見ございますか。

まずは、施策推進委員会がどう言うかが第1だと思います。同じような組織が、2つあって意思の疎通が無いのもあまり意味がないと思っておりますので、施策推進委員会に検討を願うということではいかがでしょうか。

田淵室長：本日の意見を施策推進委員会に提案させていただき、改めてご報告させていただきます。

四宮会長：その他に報告等ございますか。

田淵室長：委員の選任期間が、今年の4月末までということですが、再任を妨げないとなっておりますので、改めて推薦依頼をお願いすることになると思っております。次回の期間は、平成24年5月1日から平成26年4月30日までの2年間となっております。また皆様にお越しいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

四宮会長：また推薦依頼が代表者に届くと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これで全体会を終了させていただきます。